

静岡県告示第125号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月7日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	下田市吉佐美字神田974番の7から 下田市吉佐美字石田1007番の15まで	令和5年3月7日